

2 - 1 財団法人青森県国際交流協会

1 法人の概要

(平成18年6月8日現在)

代表者職氏名	会長 和田 耕十郎	県所管部課名	環境生活部 国際課	
設立年月日	平成3年4月1日	基本財産	477,550千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	基本金組入額		462,550千円	96.9%
	青森県		15,000千円	3.1%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	12名	2名	県OB1名
	監事	2名	名	
	職員	4名	1名	県派遣1名
業務内容	国際交流・国際協力に関する啓発及び活性化事業、国際活動団体、ボランティア等への支援及び連絡調整、在住外国人に対する支援事業、国際交流・国際協力に関する情報収集・提供事業、等			
経営状況 (平成17年度)	当期収入	2,585,362千円	(その他参考)	
	当期支出	2,589,199千円	県からの補助金	406,669千円
	(うち事業費	1,396,812千円)	県からの受託事業収入	956,716千円
	当期収支差額	3,837千円		
	当期正味財産増減額	18,779千円		

2 沿革

青森県は、平成2年3月に「青森県国際交流推進大綱」を定め、21世紀に向けて行政・民間国際交流団体等の進むべき方向を明らかにし、とりわけ本県における国際化進展のためには民間レベルでの国際交流の活発化が重要であるとの認識のもと、本県における国際交流推進の中核組織として、民間及び市町村と一体となって財団法人青森県国際交流協会(以下「旧国際交流協会」という。)を平成2年9月に設立した。

その後、旧国際交流協会は、県営体育施設の管理運営を行う財団法人青森県スポーツ振興事業団と統合することとなり、平成15年3月に旧国際交流協会をいったん解散し、平成15年4月から同事業団が旧国際交流協会の事業を引き継ぎ、名称を「財団法人青い森みらい創造財団」に変更した。

平成18年4月に、財団法人青い森みらい創造財団が管理運営を行ってきた県有施設について指定管理者制度が導入されることを契機として、同財団は、国際交流に関する事業のみを行うこととなり、名称を「財団法人青森県国際交流協会」に変更した。

3 課題と点検評価

(1) 役割

当法人は、「県民の国際交流・国際協力に関する幅広い分野での活動を促進することにより、県民と世界の人々との相互理解と友好親善を深め、もって県民の福祉と文化の向上に寄与する」ことを目的としており、地域国際化協会(国際交流情報の収集及び地域への提供、各種民間交流

組織との連絡・調整及び同組織が行う事業への支援、生活情報の提供等在住外国人に対する支援事業、宿舍のあっせん等留学生に対する支援事業、国際交流会館等の運営、各種国際交流事業の企画・推進、ボランティアの育成及び組織化等を行う地域の国際交流の中核となる民間組織)として総務省の認定を受けている。

当法人は、昨年度まで「財団法人青い森みらい創造財団」としてスポーツ部門、航空科学部門及び国際交流部門の3つの事業を実施していたが、青森県行政改革大綱において「県有体育施設及び県立三沢航空科学館への指定管理者制度の導入を踏まえ、その役割と業務運営体制の見直し(廃止を含む。)を行います。」とされ、これに基づき見直しを行った結果、平成17年度末をもってスポーツ部門及び航空科学部門を廃止し、平成18年度以後は国際交流部門のみとし、さらに、平成20年度に独立民営化を図ることとしている。

独立民営化については、まず、平成18年4月1日に国際交流事業特定預金5億3,088万円のうち4億6,255万円を基本財産に繰り入れたことにより、基本財産総額に占める県の出資比率が3.1%に低下していることが確認された。また、県派遣職員が昨年度の21名から1名となり、この1名についても平成19年度末をもって引き揚げる予定であり、県職員の派遣及びこれに係る人件費補助の廃止をもって当法人の独立民営化が完成することを確認したところである。

そこで、当委員会は、当法人が平成20年度に独立民営化を図るに当たって解決すべき課題について重点的に点検評価を行ったものである。

昨年度の点検評価においては、当法人は総務省の認定に係る地域国際化協会としての役割を有していることから、廃止することはできず、今後は、国際交流に係るボランティア団体等をつなぐ「ネットワークの核」としての役割を担わせていきたい、との説明が所管課からあったことから、当委員会においても、地域国際化協会としての役割、「ネットワークの核」としての役割は認めたと、平成18年度以降、当法人の役割は、国際交流事業だけとなるが、当法人の国際交流事業の事業規模からすると、県から人的・財政的支援を受けることなく、自立的な業務運営を行うことが可能かどうか危惧されることから、他の団体との統合を検討すること。」を提言していた。

これについては、当法人及び所管課では、平成20年度に独立民営化を図ることとし、県から人的・財政的支援を受けることのない自立的な業務運営を行っていくための方策について、平成18年度及び平成19年度で検討することとしている。独立民営化後の運営体制については会長兼事務局長1名、プロパー職員1名、国際交流相談員3名で運営されること、また、独立民営化後の内部統制の方法については毎月の例月会計によるチェックや半年ごとの監事による監査等を実施すること、について検討しているとの説明があった。プロパー職員が1名であることについては、内部統制の観点からは非常に問題があるものの、当法人の収支計画及び業務量を考慮すると、当面はやむを得ないものと判断した。したがって、そのような運営体制の下で日常的に業務を適切にチェックできる業務執行のルールづくりを検討すべきである。また、当法人も設置を予定している評議員会が、理事長、理事等の執行機関を客観的立場から牽制し、業務執行の公正及び法人運営の適正を図る機関としての役割を十分果たしていくことが必要となろう。

また、昨年度の報告書においては、「他の団体との統合の前提として抜本的な国際交流事業の見直しが必要である」と考える。民間団体でも実施可能な事業はないか、県民ニーズに整合しているか、及び費用対効果等の観点より、この機会を好機と捉えてさらに実施事業の精査を行うこと。」を提言したところである。これについては、自主事業について国際理解教育セミナー、地域ミーティング及びスポーツ交流事業を廃止し、グローバルトーク事業を新設したこと、また、受託事業について新たにJICAから青年招へい事業を受託したことなど、自主財源が減少している中で自主事業を見直しつつ、地域国際化協会としての役割を適切に果たすべく新たな受託事

業を実施していることが確認された。平成17年度は自主事業759万円、補助事業612万円、受託事業1,461万円となっていたが、平成18年度は自主事業726万円、補助事業1,093万円、受託事業1,920万円となっており、自主事業が減少し、補助事業及び受託事業が増加している。

当法人の補助事業及び受託事業については、青森県全体の国際化の進展を図るという趣旨の団体が他にないことから、当法人が実施することが最も適当であるとの判断の下、独立民営化後も補助事業及び受託事業が継続される見込みであることを確認した。当法人の独立民営化後は、これまで以上に県と地域国際化協会としての当法人の役割分担が必要となるものと思われる。

(2) 経営状況

経営状況については、平成18年度から国際交流部門のみとなったことから、平成17年度決算の状況ではなく、平成18年7月20日に新たに策定された中・長期経営計画書に記載されている平成18年度以降の収支計画を点検評価した。

中・長期経営計画書によると、平成18年度から平成22年度までは単年度赤字が続くが、会費収入の増加により赤字の額はしだいに減少していく見込みとなっている。

単年度赤字が続くことによる財源不足については、当面は繰越金で対応し、その後は、基本財産のほかに運用財産が6,800万円ほどあるので、それを利用していく予定であることを確認した。

会費収入は、平成18年度533万円、平成19年度600万円、平成22年度700万円と増加していく見込みであり、その理由としては、平成18年度から会長を常勤化させ、内部体制を強化したことに伴い、主に法人会員の開拓が図られること、個人会員については、平成18年度より国際交流ラウンジに集客する自主事業を実施しており、参加者を含む県民への国際交流に対する理解が進むと見込まれること、が挙げられている。当法人から提出された資料によると、賛助会員及び賛助会費は、平成15年度から平成17年度まで毎年度減少していることが確認されたところであり、昨今の県下の経済状況に鑑みこれらを増加させることは容易でないと考えられ、見込みの甘い中・長期経営計画と判断せざるを得ない。したがって、会長のリーダーシップのもと組織一丸となって会費収入の計画が達成されるよう取り組むことを望むものである。また、法人の健全な経営という視点に立てば、毎事業年度において、自主事業の見直し及び管理費の削減を図り、中・長期経営計画における赤字幅の圧縮に努めるとともに、平成20年度の独立民営化を踏まえれば、赤字を解消するための方策を引き続き検討し、現中・長期経営計画を見直すことも必要である。

(3) 業務執行状況

当法人は、現在、常勤役員2名(会長、専務理事)、県派遣職員1名及び国際交流相談員3名で運営されている。

当法人は、平成18年6月から会長を常勤としており、平成20年度の独立民営化を踏まえ、運営体制の強化を図ったところである。ただし、当法人の当面の収支見通しを考慮すると管理経費の増加が気になるところである。当法人では、会長を常勤化し、内部体制を強化することにより、法人会員の開拓を図ることとし、会費収入の増加を見込んでいることから、長期的には、当法人の財政的基盤が強化され、運営が安定していくことを期待するものである。

また、会長の常勤化に併せて、専務理事の報酬が引き上げられており、これも、専務理事の意識の高揚を図り、運営体制の強化を図るという狙いがあるものと推測されるが、当法人の当面の収支見通しを考慮すると、専務理事の報酬の引上げについては、会費収入の増加が現実化し、収支状況が改善する時点まで待つべきではなかったかと考える。いずれにしても、当法人においては、独立民営化後の運営体制について、会長兼事務局長1名、プロパー職員1名、国際交流相談員3名で運営することとしており、早期にこうした体制に移行することを望みたい。

また、当法人は、平成18年度から基本財産4億7,755万円のうち4億円を元本保証の円建外債（仕組債）で運用している。当法人が購入した円建外債（仕組債）は2種類あり、一つは当初2年9か月間の利率が3.5%、もう一つは当初9か月間の利率が5%であり、その後は米ドル/円為替レートにより利率が変動すること、元本が償還されるまでの期間はどちらも30年であること等を確認したところである。

当法人が購入した円建外債（仕組債）は、現時点では通常の金融商品に比べ利率が高いというメリットがある一方で、市場の流動性が低く、為替水準によって将来の金利水準が決定されるため、為替がある一定水準になるとゼロクーポン（利息がゼロ）となる可能性もある。そのため、30年という超長期の円建外債（仕組債）で基本財産の8割以上も運用することには疑問のあるところである。

したがって、今後の為替動向、海外情勢の変化、信用リスク等の様々なリスクをどのように管理していくかについて、十分に検討する必要がある。

4 当法人に対する提言

当法人が平成20年度の独立民営化後も地域国際化協会としての役割を適切に果たしていくことができるよう、次のとおり提言する。

（1）日常的に業務を適切にチェックできる業務執行のルールづくりの検討

当法人の収支計画及び業務量を考慮すると、平成20年度の独立民営化後の運営体制としてプロパー職員が1名であることはやむを得ないと考えられるが、そのような運営体制の下で日常的に業務を適切にチェックできる業務執行のルールづくりを検討すること。

（2）自主事業の見直し及び管理費の削減並びに中・長期経営計画の見直し

中・長期経営計画書では、平成18年度から平成22年度まで単年度赤字が続く見込みとなっていることから、当法人が計画している賛助会員の拡大の取組のほかに、毎事業年度において、自主事業の見直し及び管理費の削減を図り、中・長期経営計画における赤字幅の圧縮に努めるとともに、平成20年度の独立民営化を踏まえ、赤字を解消するための方策を引き続き検討し、現中・長期経営計画を見直すこと。

最後に、会長が常勤となったことから、リーダーシップを十分に発揮し、組織が一体となって、平成20年度の独立民営化のための財政・運営基盤の強化に取り組むことを期待したい。また、所管課においては、独立民営化後の当法人が地域国際化協会としての役割を適切に果たし、本県の国際化に十分に貢献していくことができるよう、国際交流の推進に関する県と当法人の役割を整理することを望むものである。